

## 広報活動に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人学習院桜友会（以下「本会」という。）、本会の支部・部会・団体及び学校法人学習院に関する広報活動を適正かつ効率的に行うために必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** 広報とは、冊子、文書、電子媒体及びその他必要とする手段を用いて、会員及び社会に対し、本会、本会の支部・部会・団体及び学校法人学習院の活動を適切に知らせるとともに、会員及び本会内外との良好な関係を構築し、本会、本会の支部・部会・団体及び学校法人学習院に対する理解及び協力を深めるための活動をいう。

(社員、役職員及び支部・部会・団体の心構え)

**第3条** 本会の社員、役職員及び支部・部会・団体は、自らが広報活動実施者であることを自覚し、それぞれの職責に基づき、日常の活動及び業務を通じて常に会員及び本会内外と良好な関係をつくり、その支持及び協力が得られるように努めなければならない。

(広報を所管する委員会の業務)

**第4条** 広報を所管する委員会は、本会における広報活動のうち、次の業務を行う。

- (1) 会報誌の制作及び発行
- (2) 広報に関わるウェブサイト及びその他電子媒体の管理及び運用
- (3) 本会に関わる史資料のアーカイブズ
- (4) 本会内外の情報収集
- (5) 広報媒体に掲載する広告の募集
- (6) その他広報活動に必要とする事項

(広報を所管する委員会が取扱う本会外に関する事項)

**第5条** 前条のうち、本会外の組織又は個人に関する事項は、委員長の承認を得なければならない。

(総務委員長の承認が必要となる事項)

**第6条** 皇室、官公庁及び官公職にある者に関する事項を取扱う場合、その事業を所管する長は、本会事務局を通じ、総務委員長の承認を得なければならない。

(発信情報の基準)

**第7条** 広報活動において発信する情報の基準は、別に定める。

- 2 広報媒体に掲載する広告の基準は、別に定める。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、令和7年9月9日から施行する。(令和7年9月9日理事会議決)